チェックリスト

＜5. 庄下川東地区地区計画＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）当初告示日：1996.2.13、建築条例当初施行日：2000.11.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 1）法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの[(ほ)項第2号]※
3. 工場 [(と)項第3号]
4. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めているもの [(と)項第4号]

※風営法第2条第1項第5号に規定するもので現に存する施設と同一規模までは除外する。（条例では当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものを禁止）ただし、市長が区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定）2）法別表第2中次に掲げる建築物（他の用途を併存又は併設する場合を含む）の住戸又は住室の用途に供する部分を2階以下の階に設けてはならない。1. 住宅 [(い)項第1号]
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令＝令130条の3で定めるもの

[(い)項第2号]1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 [(い)項第3号]

※条例では2階以下の部分を住戸又は住室の用途に供する建築物を禁止 | 用途□住宅（3階以上の部分）□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 建築物等の高さの最低限度 | 7ｍただし、公共公益施設及び人工地盤下に建築される建築物を除く。 | 最低高さ　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、周辺の景観と調和のとれたものとする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下その他 明度：5以上 彩度：3以下無彩色 　　　指定なし30mを超える部分 R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 　　　明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　）　　　　　　　　　（　　　　）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理